

2013年6月10日

公益財団法人全日本柔道連盟

会長 上村 春樹 殿

公益財団法人全日本柔道連盟

振興センター助成金問題に関する第三者委員会

委員長 弁護士 山内貴博

## 回答書

当委員会は、2013年4月26日、貴連盟に対し中間報告書を提出し、あわせて公表を行ったが、同中間報告書に関して、平成25年5月14日付け「中間報告についての職員からの意見等（ご連絡）」と題する書面（全柔連専務理事氏名義。以下「要望書（1）」という。）が提出された。これに対する第三者委員会の意見は口頭で伝えたが、なお、同書面の見解を基本的に維持する平成25年5月28日付け「中間報告に対する意見と要望」と題する文書（全柔連事務局長氏名義。以下「要望書（2）」という。）が提出された。これらの文書は貴連盟を代表する会長名義のものではなかったことから、当委員会より、これらの文書の内容は貴連盟の組織としての見解かどうか質したところ、平成25年6月4日付けで、貴連盟会長名義での「要望書」（以下「要望書（3）」）が提出された（なお、「要望書（3）」には、「要望書（2）」と「要望書（1）」の写しが、一部墨塗りの上で添付されている。）。

そこで、当委員会は、これらの書面は貴連盟の組織としての見解が記載されたものであり、中間報告書に対する「事実上の反論文書」であると受けとめた上で、本書をもって以下のとおり回答する。

## I. 要望書（3）について

## 1. 「1.」について

「今回、第三者委員会において行われている受給資格調査について、これまでの制度運用の実態・実績と強化の現場の声を反映した判断をいただきたいと存じます。」との要望があった。当委員会は、これまでも、過去の制度運用の実態・実績と強化の現場の声を十二分に反映すべく調査を行っており、それらの調査を踏まえた判断をする所存である。

## 2. 「2.」について

『強化留保金』は、『公益財団法人全日本柔道連盟』とは関係のない資金であり、本連

盟は、その資金の管理等に関与しておりません。そのような理解に基づいて最終報告をいただきたいと存じます。」との要望があった。

当委員会は、中間報告書で述べたとおり、(1)強化留保金の原資は振興センターの助成金であると特定でき、(2)歴代の全柔連強化委員長ら強化委員会トップが助成金受給者を決定し、かつ、助成金受給者の中から強化留保金を拠出する者を決定しており、(3)強化留保金への拠出が遅れている者に対しては、強化委員長の指示で全柔連事務局強化課職員が督促をし、(4)歴代の全柔連強化委員長、専任コーチ（かつて存在した、全柔連に常駐する強化委員の役職名）及び全柔連事務局強化課職員が強化留保金を現金、あるいは預金として管理にあたり、(5)現金、預金通帳、銀行印、金銭出納帳（一部）及び領収書（一部）の管理場所も全柔連事務所内のデスクあるいは金庫であり、(5)強化留保金の管理・拠出にかかわった者は、全て、全柔連理事を含む全柔連の公職の地位にあった者であり、全柔連が組織として強化留保金に関与していたと言わざるを得ないことを認定した。さらに、強化留保金の用途につき記録が整えられておらず、資金拠出者に対する書面による具体的な報告も一切なされていなかった事実を鑑みれば、全柔連における強化留保金の仕組みは、社会通念に照らし明らかに不適切であり、そして、このような不適切な行為が組織として行われていたにもかかわらず、それを防ぐことができなかったことは、全柔連の組織のガバナンスとして大きな問題があったものと言わざるを得ないと判断した。

その後の調査によっても、この認定・判断を覆すに足る新しい事実は認められなかったことから、最終報告においても、この認定・判断を維持する所存である。

## II. 要望書（２）について

### 1. (1頁)「4.」について

当委員会が、中間報告書を全柔連に提出する前に振興センターに報告内容を開示していたこと等をもって、「第三者委員会の中立性・公正性という面で、こういうことでいいのだろうか、と思います。」と述べている。

確かに、中間報告書については、原案を振興センターに開陳して協議を行ったが、それは、中立・公正を旨とする第三者委員会としては、指導者スポーツ活動助成金の受給資格の有無を判断するための基準は、選手指導の実態を踏まえて定立されるべきであると信じたことから、振興センターとの十分な協議を経て、同センターと共通の理解を得ることが必須と考えたからである。その努力の結果、振興センターとの間で、基準につき共通の理解を得ることができ、その後の調査を進めることが可能となった。他方で、当委員会は、選手指導の実態に関し、全柔連側から十分な事情聴取を行っている。

さらに、当委員会は、中間報告書において、振興センターやJOCの制度運営における問題点を厳しく指摘しており、決して、振興センターの言うなりに活動しているわけではない。このように、第三者委員会は、中立性・公正性に問題はないものと信じる。

## 2. (2頁)「I」「1.」について

『強化留保金』は、全柔連の組織としての資金入出金に関係がなく、従って簿外の資金でもない。強化スタッフだけで管理している、互助会的な私的な資金である。」と述べている。

当委員会は、全柔連によるこのような見方に、到底同意することはできない。

中間報告書31頁以下に列挙した事実、特に、前記「I」に記載した事実からすれば、「私的な資金」とは到底言い得ない。加えて、中間報告以後の調査の過程で、複数の指導者が、強化留保金制度に反対したため強化留保金の支払の時期をできるだけ遅らせていた等と証言している。このことから、「互助会的な私的な資金」といった類のものとは言い得ない。さらに、強化留保金の使途は、主に選手の飲食（「栄養費」）や外国指導者との接待交際費であったとの説明があったが、これらの経費は準公的なものといえ、全柔連の予算から支出することも考えられてよい類のものである（全く私的というわけではない準公的な使途であるからこそ、「強化留保金」からの支出が許されてきたのであろう。）。この観点からは、全柔連は、「強化留保金」が存在するからこそ、これらの支出を免れていると言いうる。「強化留保金」は、いわば全柔連の予算を補完する資金とすら言えるものであって、「全柔連の組織としての資金入出金に関係がな（い）」とは到底言い得ないものである。

## 3. (2～3頁)「I」「2.」「間違いあるいは認識の違い」との指摘について

(1)及び(3)～(7)の訂正要望はそのとおり受け容れ、最終報告書に記載する場合にはそのとおり修正する。もっとも、当委員会の認定を左右するものではない。

(2)の指摘（「平成20年7月から平成24年の11月は出納管理も■■■■■■■■（墨塗りとされているが「吉村強化委員長」）への修正）は、吉村強化委員長が、事務作業としての出納管理を行っていたことを本人が否定していることから、受け容れることはできない。ただし、全柔連事務局強化課職員が、吉村強化委員長に無断で行動していたものではないことをより明らかにするために、所定の修正を加える所存である。

(8)の指摘（強化留保金の制度は独立した私的な制度）、及び(9)の指摘（全柔連としてのガバナンスの問題はほとんど介在しない）については、当委員会は到底同意できない。その理由は上述のとおりである。

(10)の指摘（本連盟の財務管理に関する評価として大きな誤解を与える）との点については、当委員会は、全柔連の財務管理全般に関する調査・評価を行ったものではなく、当委員会の評価は「強化留保金」に限定されている。誤解の向きはないものと信ずるが、念のため、最終報告書において配慮したい。

## 4. (4頁)「II」「1.」について

「個人助成への対応を、『全柔連の遵法精神の問題』につなげるのは安直に過ぎる」と述

べている。

「全柔連の組織としての遵法精神」に関する当委員会の見解は、中間報告書を熟読すれば理解できるはずである。すなわち、全柔連において、指導者スポーツ活動助成金に関する規則規定をよく分析・検討し、理解し、これを遵守すべき態度に欠けていたということであり、「安直」との批判はあたらない。

なお、要望書（２）のこの部分は、本件問題を、振興センターと指導者個人の問題に矮小化し、全柔連の責任を否定しようとするもののように理解されるが、それは完全な誤りである。仮に、指導者スポーツ活動助成金は振興センターと指導者個人の問題であるというのであれば、指導者と選手の組合せは、全柔連強化委員会トップ（両監督及び強化委員長）が決めるのではなく、各指導者（あるいは選手）の協議で決めるべきであろう。受給の時点で強化委員会トップが決めておきながら、問題が発覚した途端に指導者個人の問題として指導者個人に責任を押し付けようとするのは無責任であり、統括団体としてあるべき態度ではない。

#### 5. (4頁)「Ⅱ」「2.」について

『全柔連が組織として遵法精神を欠いていた』ととられる表現は直して欲しい」との要望が記載されている。その理由として、指導者スポーツ活動助成金が個人助成であるとの認識、過去に振興センターやJOCから特別な問題指摘もなかったとの認識があるようであるが、当委員会は、貴連盟のかような考えに全く同意できない。前者の認識から全柔連の責任が否定できないことは前項に述べたとおりである。後者の認識が誤りであることは次項に述べるとおりである。

#### 6. (4頁)「Ⅲ」「1.(1)」について

「今回の中間報告では、『助成金問題』に関して、指導者助成金についての制度上の問題点が相当明確になった。その中で、全柔連は、これまで長年に亘って、JOCやJSCの指導や承認をいただきながら対応してきた。」と述べている。

自らの責任を棚上げし、制度運営者に責任を転嫁するような全柔連の態度は極めて不当であり、当委員会としても驚きを禁じ得ない。中間報告において「当委員会としては、全柔連が、組織として、公金である指導者スポーツ活動助成金の適切な受給を確保しようとする遵法精神を欠いていた責任は免れないものの、振興センター及びJOCによる上記のような制度運営が、本件の背景にあることもまた事実であると考え。」(24頁)と述べたとおり、全柔連の責任は免れない。当委員会の判断の基礎となっている諸事実は、全柔連が振興センターやJOCに対し提出した書類からはわからない新たな事実であり、そのような新たな事実が判明した場合には、JOCやJSCの「承認」が覆る可能性が生じることは、当然のことである。

7. (4～5頁)「Ⅲ」「1.(2)」について

選手に対し、多様なスタッフが様々に連携しながらチームを支えているとの指摘については、当委員会も同じ認識を共有するところである。そして、その認識に立って、指導者スポーツ活動助成金に関する規定を解釈し、その解釈を振興センターと共有してきた。しかし、選手に対する強化にかかわっていれば、何者でも助成金を受けることができるのは誤りである。助成金には受給要件があり、その要件を満たさなければ、助成金の受給資格は認められないのである。

なお、当委員会の判断は、指導者スポーツ活動助成金の受給資格の有無に限られるのであって、当該指導者が強化に全く役に立っていないとか、強化活動を行っていないといった価値判断を行っているわけではない。それぞれの指導者が、柔道選手の強化育成に尽力していることは、十分に理解した上での判断であることを、強調しておきたい。

なお、「今回の第三者委員会の調査結果により、受給適正・不適正に区分されるとすれば、助成対象者として指名されてきたスタッフ個人にとっては極めて不合理で不公正・不公平なことになる。」と述べているが、そのような結果を招いたのは、選手・指導者の意見も聞かず、その組合せを一方的に決定した強化委員会トップであり、公金である指導者スポーツ活動助成金の適切な受給を確保しようとする遵法精神を欠いていた組織としての全柔連である。強化委員会トップ及び全柔連がこれらスタッフ個人に対し負う責任は、(スタッフ個人の全柔連における立場は様々であり軽重はあるが、いずれにしても)極めて重い。

8. (5頁)「Ⅲ」「1.(3)」について

指導者スポーツ活動助成金に関する他の競技団体の実態については、当委員会が調査する立場にはないが、2013年5月31日に振興センターによる調査結果が公表されている。それによれば、全団体で2件のケースが認められたとのことである。

Ⅲ. 要望書(1)について

1. (2枚目)「(上申書要旨)はじめに」について

この頁に対する第三者委員会の見解は、すでに以上の回答から明らかと思料するが、1点補足する。「全柔連が、いわば第三者委員会の方に、弁護士さんの役割を期待したのではないかと思います。」とあるが、当委員会は第三者委員会であって、貴連盟の代理人・弁護士ではない。貴連盟は、貴連盟を巡る現状に鑑み、第三者が中立・公正な立場から評価を行い、時に貴連盟に対する厳しい批判も行うこともあえて承知の上で、第三者委員会を組成することが貴連盟にとり必要であると考えたからこそ、理事会の決議を経て当委員会を組織したものである。そのことを、改めてご認識頂きたい。

2. (3～4 枚目)「上申書 (要旨)」について  
要望書 (2) の内容と重複する。

3. (5 枚目以降)「上申書」について

これも、要望書 (2) の内容と重複するので個別の回答は省略する。ここに開陳された見解は、中間報告書を正確に理解した上でのものとは思われず、当委員会の見解と全く異なる。

以上